

## 東京都教職員研修センター教育研究普及事業 研究奨励費支給要領

### (目的)

第1 この要領は、東京都教職員研修センター教育研究普及事業実施要綱（平成22年12月6日付22教セ企第167号。以下「要綱」という。）第7第4項及び第9の規定に基づき、東京都の教員が組織する学校教育に関する研究団体（以下「研究団体」という。）に対する、研究活動の促進及び研究成果の普及を支援するための経費（以下「研究奨励費」という。）の支給に関し必要な事項を定め、もって東京都の教員の指導力の向上に資することを目的とする。

### (支給対象研究団体)

- 第2 要綱第7第4項に規定する、当該研究団体のOB等を講師として招くために必要な経費（以下「研究奨励費（研究活動促進支援）」という。）の支給対象とする研究団体は、要綱第6第1項の規定に基づき、東京都教職員研修センター（以下「研修センター」という。）が、研究活動の促進支援の対象として決定した研究団体とする。
- 2 要綱第9に規定する、研究成果を普及するための経費（以下「研究奨励費（研究成果普及支援）」という。）の支給対象とする研究団体は、要綱第6第1項又は第2項の規定に基づき、研修センターが、研究成果の普及支援の対象として決定した研究団体とする。

### (支給対象事業)

- 第3 研究奨励費（研究活動促進支援）支給の対象とする事業は、研究会に当該研究団体のOB等（東京都の公立学校又は教育委員会事務局等を退職した者をいい、非常勤職員として勤務する者を含む。以下同じ。）を講師（助言者を含む。）として招いて行う研究活動とする。
- 2 研究奨励費（研究成果普及支援）支給の対象とする事業は、教育研究普及事業の申請に当たって支給対象の研究団体が提出した、要綱第5に定める教育研究普及事業申請書及び研究計画書並びに要綱第6第2項に定める研究成果普及支援申請書（以下「事業申請書類」という。）に基づく研究の推進及びその研究成果の普及を図るための事業とする。

### (支給対象経費)

- 第4 研究奨励費（研究活動促進支援）支給の対象とする経費は、第3第1項に定める支給対象事業に要する経費のうち、当該研究団体のOB等に支払う講師謝金とする。
- 2 研究奨励費（研究成果普及支援）支給の対象とする経費は、第3第2項に定める支給対象事業に要する経費で、次の各号に掲げるものとする。ただし、旅費及び備品に相当する物品の購入費は対象としない。
- (1) 研究成果の普及を図るための印刷物等（研究紀要、研究報告書、開発した教材及び会報等とし、CDやDVD等に記録したものを含む。）の作成及び配布等（郵送等のほか、ホームページ等により広く公表する場合を含む。）に要する経費
  - (2) 研究の推進及び研究成果の普及を図るための研究会等の開催に要する経費（会場使用料、講師謝金、資料等印刷費、消耗品購入費及び開催通知送料等）
  - (3) 研究の推進を図るための研究用資料等の購入費

### (支給額)

第5 研修センターは、第4に定める経費について、1研究団体当たり、研究奨励費（研究活動促進支援）は5万円、研究奨励費（研究成果普及支援）は30万円を上限とし、予算の範囲内で支給する。

#### (受給候補研究団体の決定)

第6 第2に定める支給対象研究団体は、別途指定する日までに、研究奨励費の種別（研究活動促進支援又は研究成果普及支援の種別をいう。以下同じ。）ごとに、各支給対象事業に係る支出予定経費の内容を記載した「研究奨励費（研究活動促進支援）受給申請書（兼教育研究普及事業予算書）」（様式1-1）又は「研究奨励費（研究成果普及支援）受給申請書（兼教育研究普及事業予算書）」（様式1-2）、その他研修センターが必要と認める書類（以下「受給申請書等」という。）により、研究奨励費の受給について申請するものとする。

2 研修センターは、当該研究団体の事業申請書類を参照し、提出された受給申請書等の内容が事業申請書類の内容に沿っているか、また、第2から第4までの規定に適合しているかを審査し、研究奨励費の種別ごとに、受給候補研究団体を決定する。

#### (研究報告)

第7 受給候補研究団体は、別途指定する日までに、研修センター宛てに次の各号に掲げる書類等（以下「決算書等」という。）を提出することにより、支給対象事業及びそれに要した経費について報告を行う。

(1) 領収書を添えた「教育研究普及事業（研究活動促進支援）決算書」（様式2-1）又は「教育研究普及事業（研究成果普及支援）決算書」（様式2-2）（研究奨励費の種別ごとに提出する。以下「決算書」という。）

(2) 研究成果の普及を図るために作成した印刷物等（研究奨励費（研究成果普及支援）の受給候補研究団体のみ）

(3) 研究テーマ、研究方法、研究内容、研究過程等をまとめた報告書等（要綱第7第6項の規定に基づき提出するもの）

(4) その他、研修センターが必要と認める書類

#### (研究奨励費の支給)

第8 研修センターは、受給候補研究団体から提出のあった決算書等の内容を審査し、研究奨励費の種別ごとに、受給研究団体を決定するとともに、予算の範囲内で支給金額を決定する。

2 研究奨励費（研究活動促進支援）の受給研究団体への支給金額は、決算書に記載された支出合計金額が5万円を超える場合は5万円とし、支出合計金額が5万円に満たない場合は支出相当額とする。ただし、研修センターが別に定める外部講師謝金支払基準による金額を支給の上限とする。

3 研究奨励費（研究成果普及支援）の受給研究団体への支給金額は、決算書に記載された支出合計金額が30万円を超える場合は30万円とし、支出合計金額が30万円に満たない場合は支出相当額とする。ただし、講師謝金については、研修センターが別に定める外部講師謝金支払基準による金額を支給の上限とする。

#### (委任)

第9 この要領に定めるもののほか、研究奨励費の支給に関し必要な事項は、研修センター企画部企画課長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成23年5月17日から施行する。

附 則（平成24年5月11日付 24教セ企第38号）

この要領は、平成24年度の研究奨励費の支給から適用する。

附 則（平成25年3月26日付 24教セ企第279号）

この要領は、平成25年度の研究奨励費の支給から適用する。